

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|--|---|
| <p>規模が小さく分割することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っていません。</p> <p>これまでのところ、総合建物管理案件については、競争性が確保されており、また履行上の問題も確認されていませんが、今後必要に応じて検討を行っていきます。(財務局)</p> | <p>4 総合評価案件の入札では、準備期間の延長の速やかな実施を。</p> <p>準備契約については、地方自治体の予算の仕組上、新年度の予算措置が未確定な時点で契約手続を進めることは困難です。また、限られた期間内で契約手続を行う必要があるため、入札期間の延長を行うのが困難なケースも想定されますが、総合評価方式を適用する案件については準備契約の案件の中で優先的に手続を進め、可能な限り提案書作成期間や審査期間を確保する等、契約事務手続までできることは引き続き努力していきます。(財務局)</p> | <p>20 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場面の協議について</p> <p>1 予算の積算にあたっては、毎年度、最新の単価に基づく施設管理予算の確保を。また、旧労務単価で契約した案件は、新労務単価</p> | <p>への契約変更を認めてほしい。</p> <p>都が所有する建物は、昭和40年代及び平成一桁の時期に集中的に建設されており、今後老朽化が進む施設の維持・更新を着実に進めることが必要であると認識しています。</p> <p>引き続き日常のメンテナンスに力を入れていくとともに、施設の改築・改修を計画的に推進していきます。</p> <p>建物維持管理の令和4年度予算については、品質確保を踏まえながら、市場の状況に即した単価を用いて、実際の施工条件を反映した積算を行うこととしており、今後とも的確に対応していきます。</p> <p>建物管理や清掃委託などの人件費割合の高い労働集約型業務の予定価格の設定に当たっては、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に積算することを庁内に周知徹底しています。</p> <p>また、新労務単価への契約変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している一部の案件について契約変更を認めておりますが、他案件への適用については、各案件の積算内容を踏まえ検討していきます。(財務局)</p> <p>2 予定価格の積算では、</p> | <p>積算能力や事業者の提案内容の審査能力など一層向上を。</p> <p>3 最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格の設定を。</p> <p>都では、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に予定価格の積算を行っており、案件ごとに使用する単価が異なっていることから、最低賃金の引き上げに伴う一律の契約変更は予定しておりませんが、引き続き、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。(財務局)</p> <p>4 社会保険料相当額を適正に見込んだ予定価格の設定を。</p> <p>予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めており、法定福利費は、これまでも適切に積算に含まれております。(財務局)</p> <p>5 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、十分な配慮を。最低</p> | <p>制限価格は予定価格の85%以上で設定を。</p> <p>最低制限価格制度の導入については、業務委託は一般的に委託内容が多岐に亘っていることから、積算基準を共通化することによる影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があり、引き続き検討を行っていきます。(財務局)</p> <p>三 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について</p> <p>1 入札参加申請の際の等級に関し、決算報告書と共に確定申告書の写し、売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望。</p> <p>入札参加資格の等級決定においては、申請日現在で確定している直近の決算年度の財務諸表等に基づき行っています。</p> <p>申請後に必要がある場合には申請内容を確認できる書類を求めていることとしています。</p> <p>資格審査に必要な書類については、今後とも検討していきます。(財務局)</p> <p>2 業者指名の段階で、適正な履行能力の十分な審査を。</p> <p>業者指名は、入札参加資格手続を経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性、過去</p> | <p>の履行成績等を踏まえて行っています。(財務局)</p> <p>3 入札参加の際には、積算資料の提出を求めてほしい。</p> <p>都が発注する委託等の案件については積算資料の提出を全ての案件を対象としては求めておりませんが、低価格等積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っていきます。(財務局)</p> <p>6 評価結果の一般への公表について引き続き検討を。</p> <p>業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしております。</p> <p>受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながることを考えることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。</p> <p>また、「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の周知・徹底は引き続き行っています。(財務局)</p> <p>四 障害者雇用の促進について</p> <p>1 障害者雇用促進モデル入札の継続とともに、雇用の拡大につながる内容の入札の実施を。</p> <p>昨年度、障害者就業促進モデル入札を試行開始したところであり、継続的な取組に向けて、関係局と緊密に連携し</p> | <p>て検討を進めていきます。(財務局)</p> <p>2 入札参加資格定期受付の際の審査事項の障害者雇用の率について、配点の比重の拡大を。</p> <p>障害者雇用点数の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率達成状況や資格審査における格付上のあり方を勘案しながら、検討していきます。(財務局)</p> <p>3 入札参加資格定期受付、総合評価制度以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを。</p> <p>障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。(財務局)</p> <p>五 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>1 特殊なマスクの着用指示や従業員用を除く手指消毒液等については、発注者側の費用負担を。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については、あらかじめ見込まれる場合は仕様書等に記載することとしており、必要な経費は積算上考慮すべきものと考えます。また契約後追加で感染症対策が発生する場合は、</p> <p>受発注者協議の上契約変更等により適切に対応することを周知しています。(財務局)</p> <p>2 感染症拡大を理由に東京都施設の利用縮小や閉鎖を行う場合、契約額の減額解約等の不利益な取り扱いを行わないよう要望。</p> <p>委託料は、契約の履行の対価として支払われるものであり、施設の閉鎖等により業務が行われなかった場合にまでお支払いすることはできません。コロナ感染症拡大防止措置に伴う事業者の支援は、公共団体と契約をした事業者だけでなく、他の事業者を含め、労働政策等の施策として別途議論されるべきものと考えます。</p> <p>なお、コロナ感染症対策に係る新たな業務などが発生した場合、委託者・受託者間の協議等により適切に対応していきます。(財務局)</p> <p>3 感染症の拡大防止等に重要な役割を果たす施設の設定を受託する事業者に、特別な補償、補助、助成等の設定を。</p> <p>予定価格の積算に当たっては、実際に行う業務内容や施設の特性を踏まえ適正に行っておりますが、補償・補助・助成等は、個別の契約ではなく、別の施策として別途議論されるべきものと考えます。(財務局)</p> |
|--|---|--|--|---|---|--|---|